

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室

HOME | [資料室](#) | [労働組合](#) | [組織活動](#) | [労働組合入門（労働組合の仲間・メンバーシップ）](#)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

組織活動

組織運営と法律

労働安全衛生

経営対策活動

教育・宣伝活動

労働時間をめぐる諸問題

教育活動

選挙活動

組合組織（公務員）

教育カリキュラム

▶ キーワード検索はこちら

労働組合入門（労働組合の仲間・メンバーシップ）

「労働組合とは→基礎知識」シート 5

労働組合入門

労働組合の仲間「メンバーシップ」

労働組合と会社は、労使協定により、組合員資格と従業員資格の関係を明確にさせることができます。このような労使協定は「ショップ制」と呼ばれます。

会社と組合員との間の基本的な関係を定め、労働協約で明示します。これは、会社が労使で取り決めた労働条件を下回る非組合員従業員を中心に採用すると、労働組合の組合員の地位や団結が混乱し、乱れる恐れがあります。

したがって、その防止を行い、労使関係を安定化させようとするものです。基本的には、三種類のショップ制（ユニオンショップ、クローズド・ショップ、オープンショップ）があります。

日本では、日本労働組合総連合会（連合）全体の約6割、製造業の7割強がユニオンショップ制だと言われています。

ユニオン・ショップ

会社に従業員として採用された者は、全員が組合員になるという協定。採用した者が組合に加入しない、あるいは組合から除名された時は、会社はその者を解雇するという取り決めです。

クローズド・ショップ

会社が従業員を採用する場合は、協定している労働組合の組合員の中からしか採用できないという取り決め。
失業しても組合員資格は失いません。
ただ、組合から除名されたり、脱退した者は会社から解雇されるという制度です。



オープン・ショップ

労働組合への加入は、採用された従業員の自由であり、任意で組合に加入したり、脱退したりします。従業員資格は問われない制度です。



それぞれ特徴がありますが、私たち労働者は、私たちの生活に最も寄与できる制度はどれかを見極め、労使協定する必要があります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

[📍 サイトマップ](#) [📍 このサイトについて](#) [📍 個人情報保護の取組みについて](#)

[📍 ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE [【ワーカーズ・ライブラリー】](#)

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.